

令和 7 年度

高等部理療科（専攻科）入学者募集要項

山形県立山形盲学校

〒 9 9 9 - 3 1 0 3

山形県上山市金谷字金ヶ瀬 1, 111 番地

電 話 （ 0 2 3 ） 6 7 2 - 4 1 1 6

F A X （ 0 2 3 ） 6 7 2 - 4 1 1 7

1 入学定員

理療科（専攻科） （3 年課程） 若干名

2 志願資格

次の（１）（２）の要件を満たす者

（１）次のいずれかに該当する者であること

- ① 高等学校又は特別支援学校の高等部を令和 7 年 3 月卒業見込みの者
- ② 高等学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者
- ③ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 0 号）第 1 条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を卒業した者
- ④ 文部科学大臣の定めるところにより、③に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑤ あん摩マッサージ指圧師養成課程を令和 7 年 3 月修了（卒業）見込みの者
- ⑥ あん摩マッサージ指圧師養成課程を修了（卒業）した者、又はこれと同等の資格を有する者

（２）視覚障がい程度が、以下に示す学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に該当する者

両眼の視力がおおむね 0. 3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

3 進路等教育相談

志願にあたっては、令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金）までに志願者、保護者及び学校関係者（既卒者の場合はこの限りでない）が来校し、進路等教育相談を必ず受けること。

4 出願手続き

志願者は、下記（１）の①～⑤に示された書類を、現に在籍し、又は卒業した高等学校若しくは特別支援学校の校長を経由して、山形県立山形盲学校長に提出すること。

卒業した高等学校、又は特別支援学校の校長を経由できない場合は、本人が直接山形県立山形盲学校長に提出すること。

入学願書用紙・眼科診断書用紙の送付を希望される場合は、角型 2 号封筒に 1 4 0 円分の切手を貼り、受け取る者の住所、氏名を記入した返信用封筒を同封のうえ申し込むこと。

(1) 提出書類

- ① 入学願書（用紙は本校指定のもの）
- ② 出身学校の調査書、又は卒業証明書（過年度卒業者のみ）※厳封のもの
- ③ 眼科診断書（用紙は本校指定のもの、又は本校で指定する項目の記載されたもの）
- ④ 受検票選考送付用封筒

長形3号封筒に460円分の切手（郵送料110円＋簡易書留350円）を貼り、受け取る者の住所、氏名を記入したもの

- ⑤ 選考結果通知書等封筒（親展扱い）

長形3号封筒に460円分の切手（郵送料110円＋簡易書留350円）を貼り、受け取る者の住所、氏名を記入したもの

(2) 受付期間及び受付時間

- ① 受付期間は、令和7年1月6日（月）から1月10日（金）までとする。
- ② 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 郵送の場合でも締め切り日時までに必着とする。なお、書留郵便とすること。

(3) 志願の取消し

志願者が志願を取消す場合は、志願者の在籍又は出身学校長が令和7年1月29日（水）17時まで電話等で連絡した後、「志願取消届」を山形県立山形盲学校長に速やかに公文書で提出すること。（様式自由）

卒業した学校の校長を経由できない場合は、本人が令和7年1月29日（水）17時まで電話等で連絡した後、「志願取消届」を山形県立山形盲学校長に速やかに文書で提出すること。（様式自由）

(4) その他

- ① 本校を志願する者は、他の公立高等専門学校や高等学校の専攻科、又は都道府県市立特別支援学校の専攻科との併願はできない。
- ② 県外から志願する者は、その県内の特別支援学校の高等部専攻科に志願しない旨の在籍高等学校の校長等の証明書を添え、受け入れ区域外特別支援学校の高等部専攻科志願許可願（様式第1号Aに準ずる）を本県教育委員会教育長に1部提出し、その許可証を入学願書に添付すること。

5 選考方法

選考の方法は以下の項目を総合的に検討し、入学者を判定する。

- (1) 小論文
- (2) 面接
- (3) 調査書又は卒業証明書等の内容

6 選考日時等

- (1) 選考日 令和7年2月14日（金）
- (2) 会 場 山形県立山形盲学校
- (3) 開場時刻 午前8時30分

(4) 日程及び内容

教科等	時間
受付	8 : 3 0 ～ 8 : 4 5
説明	8 : 5 5 ～ 9 : 0 5
小論文	9 : 1 0 ～ 9 : 5 5
面接	1 0 : 0 5 ～

備考：公共交通機関を利用し、受け付け時間前に会場に到着する場合は、事前に申し出ること。

(5) 携行品

- ① 受検票、上履き
- ② 活字による受検者は、筆記具（鉛筆、シャープペンシル、ボールペン、サインペン、消しゴム等）必要に応じた視覚補助具（拡大読書器を持ち込む場合は画像等の記録機能がない機器若しくは本校にて画像等の記録が消去されていることを確認された機器）※本校の据え置き型拡大読書器の貸し出し可
- ③ 点字による受検者は、点字盤又は点字タイプライター

(6) その他

- ① 点字で受検する者又は視覚補助具を使用して受検する者は、入学願書の所定の欄にその旨を記すこと。
- ② 特に配慮が必要な受検者については、障がいの状態に応じて選考を実施する。

7 入学者選考に係る手数料

徴収しない

8 選考結果の発表

(1) 日 時

令和7年2月27日（木） 正午

(2) 方 法

本校玄関に合格者の受検番号を掲示する。また、在籍又は出身学校長に通知するとともに、志願者に選考結果通知書を送付する。ただし、卒業した学校を経由しない志願者には本人のみに通知する。

9 個人情報（学力検査の教科別得点）の提供

個人情報の提供については、入学願書の所定の欄（個人情報提供希望の有）に○印を記入すること。

提供希望者には、選考結果通知書とともに送付する。

10 追検査

(1) 対象者

志願者のうち、次の①～②のいずれかに該当し、2月14日（金）実施の本検査の受検ができず、追検査の受検を希望する者。ただし、本検査を一部でも受検した者は、原則として追検査の対象とはならない。

- ① インフルエンザ等の感染症に罹患するなどし、本検査を受検できない者。
- ② 真にやむを得ない理由により、本検査を受検できない者。

※インフルエンザ等に罹患していても、本検査日に受検を希望する者は、別室受検を実施する。

(2) 受検の手続

① 追検査の受検を希望する者は、次のア～イの連絡等を行う。

ア 本検査が受検できないと判明したら、速やかに在籍又は出身学校長に連絡する。

イ 上記(1)①の場合、医師の診断書を、上記(1)②の場合、本検査を受検できない理由を証明する書類を、在籍又は出身学校長が定める期日まで在籍又は出身学校長に提出する。

※既卒者は保護者等が、アについては本校に連絡、イについては本校に提出する。

② 受検の許可については、2月18日(火)までに、在籍又は出身学校長を通して志願者に連絡する。

※既卒者には本人または保護者等に連絡する。

(3) 追検査の内容及び日程等

① 追検査の内容について

追検査の内容は本検査の内容から校長が定める。

② 検査日程

・令和7年2月21日(金)

・追検査の日程の詳細については、別途、本校(山形県立山形盲学校)より通知する。

③ 検査会場

検査会場は、本校(山形県立山形盲学校)とする。

11 入学者説明会

合格者への入学者説明会を令和7年3月18日(火)午後2時から行う。保護者(保証人)同伴で参加すること。(詳細については選考結果の発表後に通知する。)

12 入学辞退

入学を辞退する者がある場合は、在籍者については在籍校の校長が速やかに電話等で連絡した後、「入学辞退届」を山形県立山形盲学校長に、令和7年3月7日(金)まで、公文書で提出すること。(様式自由)

既卒者については、本人が電話等で速やかに連絡した後、「入学辞退届」を山形県立山形盲学校長に、令和7年3月7日(金)まで、文書で提出すること。(様式自由)

13 入学後の必要経費等

(1) 授業料 徴収しない

(2) 経費の概算(別途集金)

① 学習(実技実習等)にかかる経費 年額 7,000円程度

② 給食費等(年額概算)

学校給食費(昼食) 70,000円程度 寄宿舎食費(朝、夕食) 150,000円程度

(3) 就学に対する公費の補助

就学奨励に関する法律によって、該当者世帯の所得の状況により、教科用図書費、学校給食費、寄宿舎食費、帰省費等について、国及び県より補助がある。

14 その他

(1) 検査会場の下見は、令和7年2月13日(木)午後3時から午後4時までとする。ただし、下見の際、校舎内に入ることはできないが、校地内に立ち入ることはできる。

(2) 進路等教育相談及び出願手続き等に係る不明な点については、直接本校に問い合わせること。

(TEL 023-672-4116 FAX 023-672-4117 教頭まで)